

水道料金(下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・産業団地汚水処理施設使用料)減免申請書

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団東広島事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号 () - (自宅)
() - (携帯)

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第37条(東広島市公共下水道条例第35条・東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第24条・東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例第14条)の規定により、水道料金(下水道使用料等)の減免を受けたいので次のとおり申請します。

水道使用場所	東広島市		
使用者氏名		水栓番号 メーター番号	
漏水発見日	令和 年 月 日		
漏水発見状況	例)検針員から漏水していることを聞いて漏水箇所を探したがわからず、業者に依頼した。		
修繕施工者 (指定給水装置工事事業者)	担当者		連絡先
修繕依頼日	令和 年 月 日		
修繕完了日	令和 年 月 日 ☐ メーターパイロットがとまっている。		
添付書類	①修繕写真(修繕前・修繕後) *修繕前の写真がない場合は、図面等を添付してください。 ②修繕費用の領収書または請求書の写し		
減免の理由	次のいずれかを○で囲んでください。 1. 地下での漏水 2. 壁・床下での漏水 3. 1・2以外の場所での漏水 ※漏水箇所等を詳細に記入してください。		
備考	その他参考となる事項があれば記入してください。		

* 減免の決定には、次回以降の検針時の使用水量(漏水のない期間の水量)を確認しますので、申請書の提出から決定通知の送付まで時間を要します。あらかじめご了承ください。
その結果、ほとんどの場合支払い後の還付となりますのでご了承ください。

* 減免の対象となるのは、指定給水装置工事事業者が修繕したものに限りです。
ただし、電気温水器等専門的技術を要する修繕については、指定給水装置工事事業者以外の者の修繕でも対象となります。

* トイレのタンク内の不具合等による漏水については、減免の対象となりません。

* 減免決定した場合、漏水修繕完了した日に係る検針期後当該検針期に引き続く6検針期以内の同一のメーターに係る給水装置からの漏水は減免の対象になりません。